平成２９年（フ）第１５９９号
福岡市城南区梅林５丁目42番８－203号
債務者　北嶋キヱ子
1　決定年月日時　平成29年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大津　集平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６４４号
福岡市早良区飯倉６丁目19番６－204号
債務者　石川　博文
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　直輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６５９号
福岡県筑紫郡那珂川町大字安徳172番地２
債務者　星野智恵子
1　決定年月日時　平成29年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安部　健志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６７１号
福岡県福津市津屋崎３丁目11番６号
債務者　宮川　芳春
1　決定年月日時　平成29年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南谷　敦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６７３号
福岡県糸島市前原駅南３丁目１番27号　101、前住所福岡県前原市大字浦志654番地の６
債務者　笠　浩一
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　楠木　玲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月24日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６７９号
福岡市早良区野芥４丁目１番26号
債務者　清水　照悦
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　宏治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６９８号
福岡市博多区浦田１丁目17番９号、住民票上の住所福岡市博多区西月隈３丁目２番21－507号
債務者　徳永　湧希
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　住野　武史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第９８４号
福岡県糸島市加布里230番地10
債務者　彌榮　正剛
1　決定年月日時　平成29年11月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下村　訓弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年１月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成30年１月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１９５号
岡山県浅口市鴨方町鴨方1128番地６
債務者　平井　努
1　決定年月日時　平成29年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　健史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第８３号
北海道北見市川東56番地195
債務者　小原美喜子
1　決定年月日時　平成29年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２９年（フ）第１４０６号
埼玉県川口市芝中田２丁目25番５号　アネックスさくら105号
債務者　渡邊　寛
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４５０号
さいたま市北区吉野町１丁目376番地21
債務者　小暮　光子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２８号
埼玉県鴻巣市赤見台２丁目２番20－302号　駅前プラザ
債務者　加藤　安弘
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２４１号
千葉県四街道市大日６番地38
債務者　佐々木　太（旧姓藤枝）
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２８０号
千葉県佐倉市西志津４丁目13番９号
債務者　長谷川明子
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２８９号
千葉県成田市土屋883番地１（美郷フラッツ102）
債務者　川嶋　正美
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第３０３号
千葉県佐倉市西志津８丁目16番11号　ハニーヴァレー壱番館101
債務者　ＶＡＲＧＡＳ　ＮＡＶＡＲＲＯ　ＪＵＬＩＡＮＡ　ＫＡＲＯＬ
1　決定年月日時　平成29年11月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月９日まで
千葉地方裁判所佐倉支部